

(入札資料 1)

一般財団法人大阪府タウン管理財団条件付一般競争入札実施要綱

(泉北近隣センター管理業務委託関係)

平成29年2月15日策定

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）が行う近隣センター管理業務委託関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱（以下「要綱」という。）の対象は、泉北ニュータウン内の近隣センター管理業務委託に係るもので、予定価格が100万円を超える一般競争入札とする。

(公告)

第3条 財団理事長は、実施対象に関する入札情報を公告する。

2 前項の広告の方法は、財団ホームページに入札説明書を掲載することにより行うものとする。

(公告事項)

第4条 入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格審査申請書類の提出期間、提出先及び入札説明書、契約条項等を示す場所
- (4) 入札の日時及び場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(入札参加者資格)

第5条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 入札案件の公告日において、平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加者名簿に登載されている者で、前条の規定により公告した入札参加資格を満たす者（以下「入札参加資格者」という。）。
- (2) 入札案件の公告日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府及び当財団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（入札案件の公告日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者。

(入札への参加)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、第4条の規定により公告する内容に従い、当財団ホームページから入札参加資格確認申請書等入札配布書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、理事長が指定する日時及び場所に提出する。

(入札の辞退)

第7条 前条の入札参加資格確認申請をした者が入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、一旦、辞退したときは、それを撤回し、又は当該入札案件について再度当該申請を行うことができない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

(入札参加資格の審査等)

第8条 理事長は、第6条の入札参加資格確認申請を行った者に対して、入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格審査結果通知書を発行する。

(入札説明書及び仕様書等に対する質問)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問を行うことができる。

2 前項の質問に対する回答は、前条の入札参加資格審査結果通知書において、参加資格「有」の通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）全員に対して行う。

(誓約書の提出)

第10条 落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴

力団密接関係者でない旨の誓約書を契約締結までに提出するものとする。

- 2 落札者が前項に定める期間内に誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

#### (入札方法)

第11条 入札は、一般財団法人大阪府タウン管理財団付一般競争入札心得（泉北近隣センター管理業務委託関係）（以下「心得」という。）に基づき実施する。

- 2 心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第4条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

#### (入札保証金等)

第12条 入札保証金は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48条）第61条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の108に相当する金額の100分の2に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
  - (2) 大阪府入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
  - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
  - (4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等<sup>注)</sup>が欠けるため契約を締結しない場合
- 注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

#### (入札結果の公表)

第13条 入札結果の報告は、落札結果後に当財団ホームページに掲載する方法により行う。

#### (その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、入札案件毎に定めることができる。

#### 附則

この要綱は、平成29年2月15日から施行する。